

2018年5月7日

「LT会」会報第18-5号（総180号）

上海LTコンサルティンググループ

大きな飛躍！ベンチャーと中小零細企業の発展に国務院7項目の減税措置

国務院総理李克強は4月25日、国務院常務会議で、更に7つの減税措置を打ち出し、ベンチャー企業と中小零細企業の発展を支持することを決定した。銀行の優遇金融サービスの監督実施を手配し、今年の実体経済の融資コスト軽減を約束した。

ベンチャー企業の創業コストを抑え、中小零細企業発展の力を強め、就業拡大を促すため、中央政府の経済政策会議及び《政府事業報告》に基づき、大幅減税を推し進めることが会議で決まった。

一、当年度一回限りの税引き前控除優遇を受けた企業が研究開発のために購入した設備や機器の単位価格の上限を100万元から500万元に引き上げる。

二、企業所得税の半額課税優遇政策（法人税10%）を受けた中小零細企業の年間課税所得額の上限を50万元から100万元に引き上げる。

上記二つの実施期間は2018年1月1日から2020年12月31日とする。

三、企業が国外に委託する研究開発費への損金算入加算の不可を取り消す。

四、先進技術企業と科学技術型中小企業の赤字繰越期間を5年から10年に延長する。

五、一般企業の社員教育経費の損金算入限度額及び先進技術企業の限度額を統一し、一律2.5%から8%に引き上げる。

前述の三項措置は2018年1月1日から実施する。

六、5月1日から、納税人の資金帳簿の設置にあたり、払込み資本金と資本剰余金の合計金額に応じて徴収する印紙税を半額にし、一件ごとに徴収するその他の帳簿は印紙税を免じる。

七、今ある8箇所の刷新改革試験築と蘇州工業園区試験ポイントの創業投資企業とエンジェル投資の個人投資初期、創業期科学技術型企业は投資額の70%を課税所得額から控除する優遇政策を全国に広める。

企業所得税及び個人所得税の優遇政策はそれぞれ1月1日からと7月1日から実施する。上記7つの措置を実施することにより、企業への年間減税額は600億元以上になると予測される。

同会議では、党中央、国務院の管轄で、中小零細企業や「三農」等弱小産業への金融優遇サービスを強化し、決定した政策を着実に実行し、企業に融資コスト削減を実感してもらおうとした。

大規模、中堅クラスの商業銀行はすでに優遇金融機構を設立し、特化した運営体制は基本的に出来上がっている。去年年末までに新規の優遇金融貸付3.4万余億元を実現した。

次は銀行の金融優遇サービスの状況の監督を支える政策の重要な一環として、監督審査の方法と、金融優遇サービスの保障システムを急ぎ整備し、信用情報システムの構築を促進し、銀行による優

遇信貸計画の策定を支援し、特別奨励費用を手はずし、免責条項を細分化し、中小零細企業の中長期的な固定資産融資、新型農業経営主体施設の抵当融資、貧困支援金融等の商品の刷新を模索し、個別与信 1,000 万元以下の中小零細企業の融資の加速が他の融資より遅くならないように、融資件数が前年同期の水準を下回らないように、中小零細企業の融資の質と融資の総合コストを合理的に抑え、第 3 四半期に中小零細企業の融資コストを明らかに下げられるように努力する。監督と審査、監査を強化する。優遇金融を以って中小零細企業の発展と赤字脱却の助けとする。

以上